

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

令和7年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】

○次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、茨城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は茨城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 家計急変により、保護者等の収入が前年同期と比較して悪化し、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当します。

○令和7年度新入生は、以下について確認のうえ、該当する場合は□にレ点を付けてください。

- 「令和7年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【前倒し給付】」を既に提出している。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他（ ）		

※日中に連絡が取れる携帯電話等の番号を記載してください。申請書の内容について確認させていただく場合があります。  
※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日	
氏名			平成 年 月 日	
在学する学校	学校の名称	霞ヶ浦高等学校 国立・公立・ <b>私立</b>		
	学校の所在地	茨城 都道府県 稲敷郡阿見 市区町村 青宿50番地		
	在学期間	令和 年 4月 1日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科 ①高等学校（全日制）
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日	
氏名			平成 年 月 日	
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立		
	学校の所在地	都道府県 市区町村		
	学校設置者の名称			
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	学校名 立	~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

・備考欄（その他連絡について、要望等あれば記載して下さい。）

様式第1-2号【家計急変様式】

(該当する口にレ印を付けてください。)

【家計急変が生じ申請のあった日の属する月の翌月1日時点(※)の保護者等の収入の状況について】

※家計急変が生じ申請のあった日が月の初日である場合は、その日時点の保護者等の収入の状況

4月1日～6月末の間に家計急変が生じ申請のあった場合は、7月1日時点の保護者等の収入の状況について記載してください。

(1) 次の者の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	<p>親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚、死別等により親権者が1名の場合、</li> <li>・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書類等を提出できない場合 等</li> <li>・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥</li> </ul>
③	<input type="checkbox"/>	<p>未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</p>
④	<input type="checkbox"/>	<p>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</p>
⑤	<input type="checkbox"/>	<p>主たる生計維持者1名分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、</li> <li>・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等</li> </ul>
⑥	<input type="checkbox"/>	<p>生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等</p>

※下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	<p>私の世帯は、家計急変が生じ申請のあった日の属する月の翌月1日時点(※)、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※家計急変が生じ申請のあった日が月の初日である場合は、その日時点 4月1日～6月末の間に家計急変が生じ申請のあった場合は、7月1日時点 ※生活保護(生業扶助)を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。</p>
--------------------------	--

## 家計急変該当者であることの証明書類

【家計急変が生じ申請した日:令和7年 月 日】

該当する理由	添付する書類	添付チェック欄
勤務する会社等を解雇された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前雇用主による解雇通告書の写し又は離職証明書</li> <li>・雇用保険受給資格者証の写し</li> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務する会社等が倒産したことを証明する書類</li> <li>・雇用保険受給資格者証の写し</li> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の所得に関する証明書類</li> <li>・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産宣告書の写し</li> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署に提出した事業廃止届の写し又は保険会社の証明書</li> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> <li>・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの)</li> <li>・経営状況が悪化したことが判断できる書類</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> <li>・死亡を証明する書類(死亡証明書、除籍謄本等)</li> <li>・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者の疾病、怪我等による長期療養により、会社を休職して収入が大幅に減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> <li>・長期療養をしていることを証明する書類(医師の診断書、雇用主の作成した証明書等)</li> <li>・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等)</li> <li>・離婚したことを証明する書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)・離婚受理証明等)</li> <li>・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

※「家計急変が生じ申請した日」及び「添付チェック欄」に記入のうえ、本書も申請書と併せて提出してください。



# 記入例

**【注意】**

(1) 消せるボールペンでは記入しないこと。

場合は、その日時点の保護者等の収入の状況  
場合は、7月1日時点の保護者等の収入の状況について記載し

証明書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分	<p>○該当するチェックボックスに必ず<input checked="" type="checkbox"/>を入れて下さい。</p> <p>○別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。</p> <p>（チェックボックス欄に記載の該当者分）</p>
		親権者1名分（親権者が、一時 場合は、その者 ・離婚、死別等により親権者 ・親権者が存在するものの、 証明書等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童 養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は	
②	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任 されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされ ている者である場合は、その者を除く。	
③	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで 生計を維持する者に変更がない場合	
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 成人に達している場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/>		

※下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、家計急変が生じ申請のあった日の属する月の翌月1日時点（※）、生活保護法（昭 和55年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※家計急変が生じ申請のあった日が月の初日である場合は、その日時点 4月1日～6月末の間に家計急変が生じ申請のあった場合は、7月1日時点 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。
-------------------------------------	--

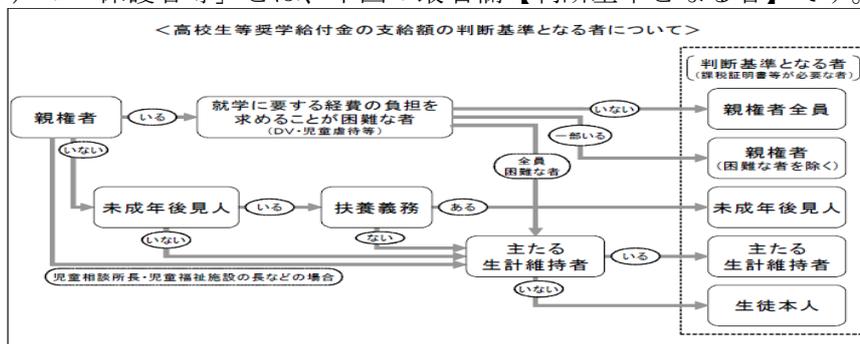
## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月1日時点の保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者等の家計急変の状況について、①～⑥の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の添付書類を提出してください。
- ロ 上記（イ）の「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～④はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に必要な経費の負担を求めると認められる保護者

ハ 「親権者1名分」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の家計急変状況報告書を提出できない場合。  
(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合  
失踪により接触することができない場合  
離婚協議中で、報告書の提出に応じてもらえない場合  
(注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の報告書を省略することはできません。原則、親権者2名分の家計急変状況報告書を提出してください。  
(注意) 親権者の1人が基準日時点で海外在住の場合は給付対象外です。

ニ 「生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例)
- ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合  
→ 祖父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出
  - ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合  
→ 叔父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出

- ホ 「生徒本人」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。  
（例）生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合
- へ 「家計急変該当者であることの証明書類」を提出する場合のうち「未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「主たる生計維持者」又は「生徒本人」分を提出する場合は、扶養関係等の確認のため、扶養誓約書を提出してください。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合

当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

- （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ハ 【生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注1）における扶養者等）1名分の確認書類として扶養誓約書を提出してください。

（注1）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

#### 留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校の専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

委 任 状

私が支給を受ける令和7年度茨城県私立高等学校等奨学給付金については、高校生等が在籍する私立学校の設置者にその受領を委任します。  
また、支給される給付金の一部又は全部について、高校生等が在籍する私立学校の授業料以外の必要な経費に充てることについて了承します。

記

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	

高校生等氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_